丹　波　山　岳　会　会　則

（名　称）

第１条　この会は「丹波山岳会」と称し、兵庫県山岳連盟に加盟し活動拠点を丹波市内に置く。(英記；*TAMBA ALPAIN CLUB*)と称する。

（目　的）

第２条　この会は、登山行為を通じ会員相互の親睦を深め、個々の心身及び登山技術の向上を図るとともに自然保護等の精神を高め、もって丹波地域における安全登山並びに自然保護活動等に寄与することを目的とする。

（会　員）

第３条　この会の会員は、前条の目的に賛同した者をもって構成する。

（役　員）

第４条　この会に次の役員をおく。

⑴　会長１名

⑵　副会長１名

⑶　会計１名

⑷　幹事２名

2　役員は総会において選任され、任期は次の役員が選任されるまでとし、再選を妨げない。

（総　会）

第５条　総会は、毎年１回３月に会長が招集する。なお、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことが出来る。

２　総会は、会員の過半数（委任状含む）をもって成立し、議決は過半数を持って成立する。

（活　動）

第６条　この会は、第２条の目的を遂行するために次の活動を行う。

⑴　登山計画の作成とその実行。

⑵　事故を未然に防ぎ、また発生した場合の万全を期すため各種事例研究を行うとともに、あわせて登山技術、知識等の向上を図るため、講習会等に会員を積極的に参加させその伝達研修を行う。

⑶　定例会を月 1 回行う。

⑷　会報の発行を行うとともに、ホームページを開設し活動内容の公開を行う。

（財　政）

第７条　会の経費は、会費その他をもってあてる。

⑴　会費は、年会費８，０００円とする。

⑵　会計年度は毎年４月１日から翌年３月31日とし､途中入会者にあっては、役員が月割りによりその額を決定する。

⑶　会計報告は、会計担当が総会にて報告する。

（退　会）

第8条

⑴　退会は、本人の申出により自由にできる、但し会費は返納しない。

⑵　理由なく１年以上、定例会及び登山に参加しなかったり、会費を滞納した場合、退会と見なすことがある。

（山行管理）

第 9 条　会員は１泊以上のあらゆる登山、ハイキング等の実施に当たり、会に登山届けを提出しなければならない。

（保　険）

第10条　会員は努めて山岳保険に加入する。但し、整備された一般登山道以外の活動（岩登り・沢登り・冬山・山スキー・アイスクライミング等）を行う者は必ず加入するものとする。

　なお、山岳保険加入に該当する活動の頻度が極めて低く、当該活動計画のリーダーがその危険度等を判断して加入不要と認め、かつ本人が自己責任であることを承知した場合に限り加入せずに参加することが出来る。

（定めのない事項）

第１１条　定めのない事項については、役員会で協議し、会の設立趣旨と第２条及び第6条の精神に基づいて処理することが出来る。

附則

平成１０年７月　１日施行

平成１４年３月３１日改定

平成１６年３月　７日改定

平成１７年３月　5日改定